



第2号様式（第4条関係）

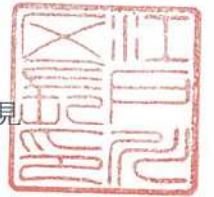
## 異議の申入れに係る回答書

住 所 江戸川区平井2-4-13

氏 名 江戸川区民オンブズマン 代表幹事 深谷静雄 殿

〔 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 〕

江戸川区長 多田 正見



平成26年6月14日付でなされた異議の申入れについて、江戸川区公共調達監視委員会による答申書を添えて、次のとおり回答します。

### 1 申入れの対象とされた契約件名又は措置

公立学校（船堀小学校 外）の改築工事・公共調達について。

### 2 異議のあった事項及びその根拠

- 一. 船堀小の改築工事を請け負った伊勢崎組の倒産に関して
- 二. 伊勢崎組が落札決定した根拠に関して
- 三. 入札者が少ないことは制度的な欠陥の問題
- 四. 入札者数と落札率は制度の根幹にかかわる問題
- 五. 管工業を一体とする意見について
- 六. 予定価格を上乗せすれば入札が増えるという意見について

### 3 回答内容

- 一. 入札参加業者及び受注者の経営情報の収集方法について検討を行い、公認会計士等による財務状況の確認のほか、経営情報収集の強化に努める。

二. 落札者決定基準及び公共調達制度については、江戸川区公共調達審査会の意見を踏まえて、区内・区外業者を問わずより参加しやすいように、恒常的に見直しを行っている。

さらに、昨今の入札状況をとりまく社会情勢の変化等に対応した見直しを行っていく。

三. 東日本大震災以降、建築資材の高騰や人材不足による労務単価の上昇等により、公共工事の入札において落札率は上昇傾向にある。こうした傾向は本区の学校改築事業にも多大な影響を及ぼしているものと考えられる。

四. 広く参加を公募する一般競争入札方式においては、公表された工事に対して、事業者が事前に採算性や工事実施の可否等を検討して参加を決定するものであり、入札参加者が少なかった原因を特定することはできないが、社会的要請型の総合評価方式に対する事業者アンケート調査の意見等も参考にしながら、制度の充実に努めていく。